

7-4. 排出枠の発行、獲得・移転、償却、繰越しの流れ

(1) AAUの発行

① 初期割当量確定のための報告書の提出

◆ 当該国が、排出量(及び初期割当量)の算定を行える能力があることを示すために、2部構成の報告書を気候変動枠組条約事務局に提出する

☞ 2007年初、又は京都議定書が当該国に対して効力を生じてから1年後のどちらか遅い時点まで

報告書第一部

- ☞ 基準年(1990年又はそれ以外の認められている年)から入手可能な直近年までの、完全な排出量及び吸収量目録(インベントリ)
- ☞ HFCs、PFCs、SF₆について選択した基準年
- ☞ 京都議定書第4条に基づいて、複数の国が共同で目標を達成することに合意した場合の内容
- ☞ 排出量及び吸収量目録に基づいて計算された初期割当量

報告書第二部

- ☞ 約束期間リザーブ(P29参照)の計算
- ☞ 吸収源活動に関する計算に用いる樹木の高さ等の最低値(P40参照)、これまで国際機関に報告してきた値との一貫性についての説明
- ☞ 3条4項の吸収源活動として選択した対象(P40参照)、対象地の特定方法
- ☞ 吸収源活動からの吸収増大量を毎年算定するか、約束期間全体でまとめて算定するかの特定
- ☞ 温室効果ガスの排出量及び吸収量の推計のための国内制度についての説明
- ☞ 国別登録簿に関する説明

② 専門家による内容審査

◆ 京都議定書第8条に基づいて専門家が内容審査を行い、問題がなければAAUを発行できる

排出量目録の内容審査は、京都メカニズムの参加資格の一つ(P30参照)

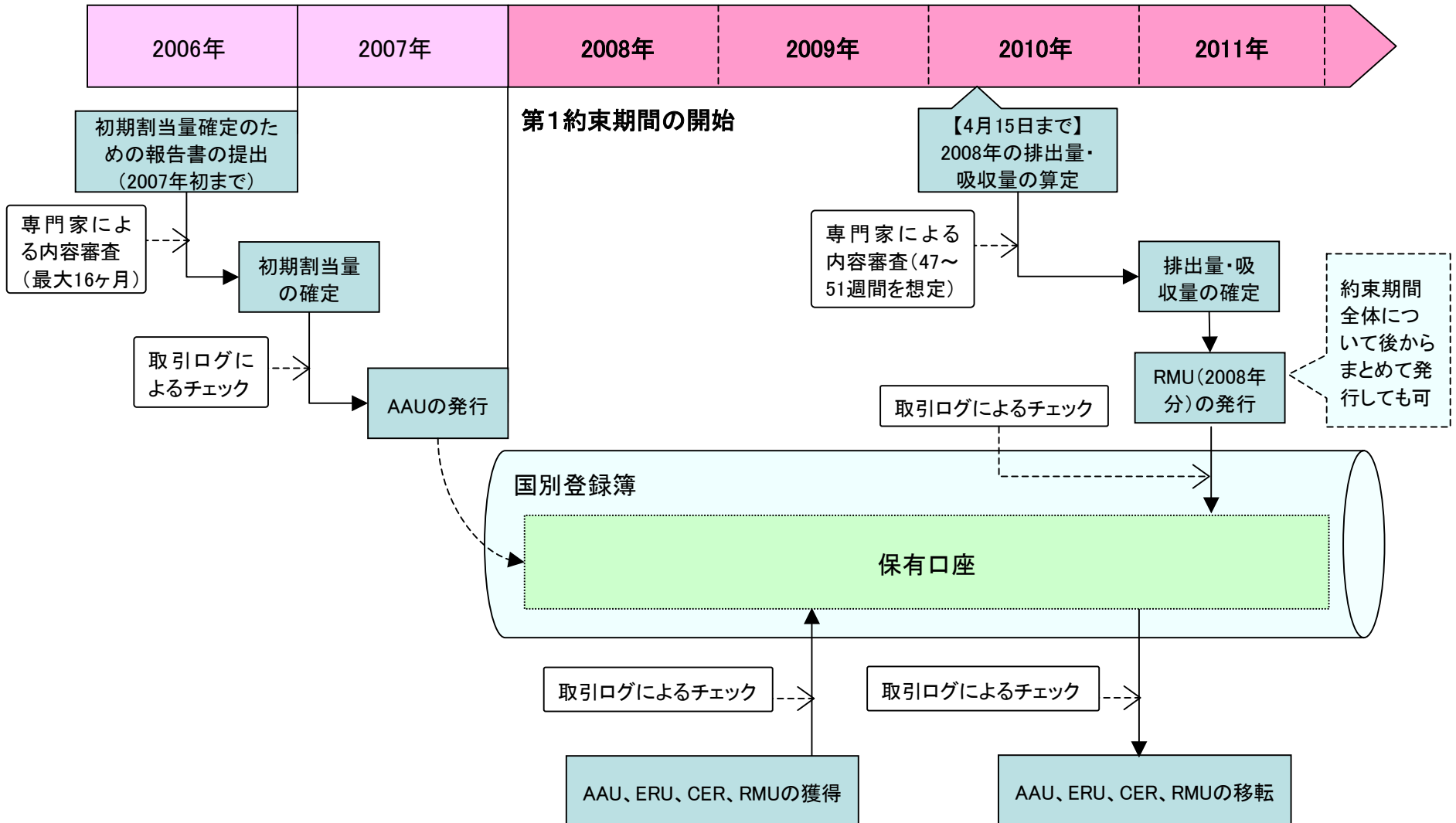
☞ 第1約束期間については、吸収量目録の内容審査は参加資格としない

③ AAUの発行

◆ 国別登録簿の保有口座に発行する
☞ あらゆる取引を開始する前に完了すること

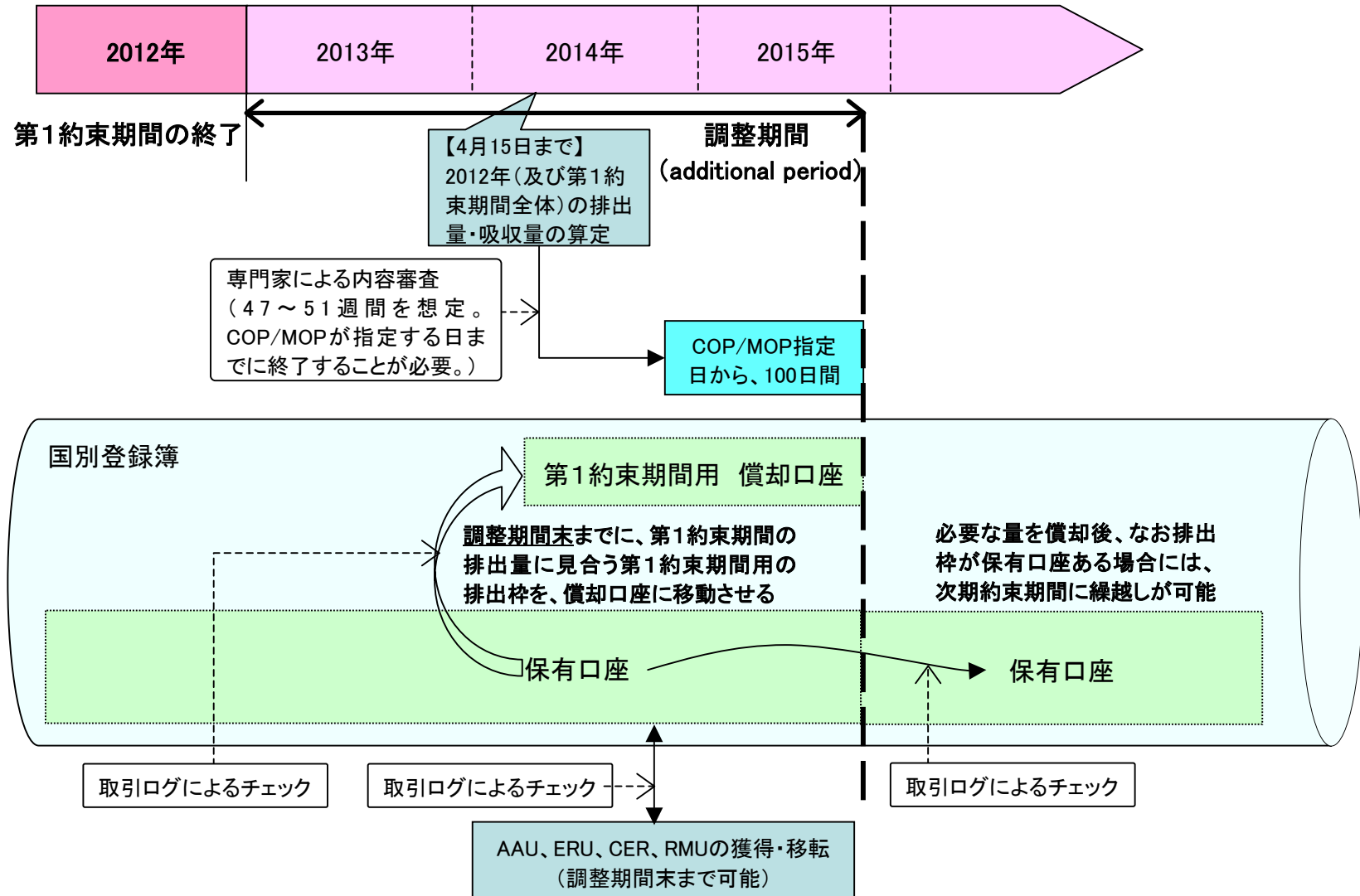
7-4. 排出枠の発行、獲得・移転、償却、繰越しの流れ

(2) 排出枠の発行、獲得・移転の流れ



7-4. 排出枠の発行、獲得・移転、償却、繰越しの流れ

(3) 排出枠の償却、繰越しの流れ



7-5. 【参考】吸収量の計上方法

吸収源活動の定義

◆吸収源活動には京都議定書3条3項に基づく森林関連の活動と、3条4項に基づく追加的吸収源活動がある

☞ 3条3項の活動、及び第1約束期間における3条4項の活動については、いずれも1990年以降の活動、行為が行われた土地が対象

3条3項

☞ 森林の定義は、面積が0.05～1.0ヘクタール以上、かつ樹冠率がその10～30%以上を占める土地。その樹木は成熟した場合、2～5m以上の高さに成長するものだけとする。

新規植林 (afforestation)

☞ 少なくとも50年間は森林でなかった土地を、直接人為的に森林に転換すること

再植林 (reforestation)

☞ 過去には森林であったが、1989年末の時点で森林でなかった土地を、直接人為的に森林に再転換すること

森林減少 (deforestation)

☞ 森林である土地を、直接人為的に非森林の土地に転換すること

3条4項

☞ 各国は右の活動の中から、3条4項に基づく吸収源活動として計上するものを選択できる
☞ 各活動によって吸収量の計上方法が異なる (P41、42参照)

森林経営 (forest management)

☞ 森林の関連する生態的(生物多様性を含む)、経済的、社会的機能を持続可能な方法で満たすことを目指した、森林である土地の経営と利用に関する一連の行為

農地管理 (cropland management)

☞ 農作物が生育する土地、及び農作物の生産のために確保されている、又は一時的に農作物の生産に利用されていない土地における一連の行為

放牧地管理 (grazing land management)

☞ 植物や家畜生産の量と種類を管理する一連の行為

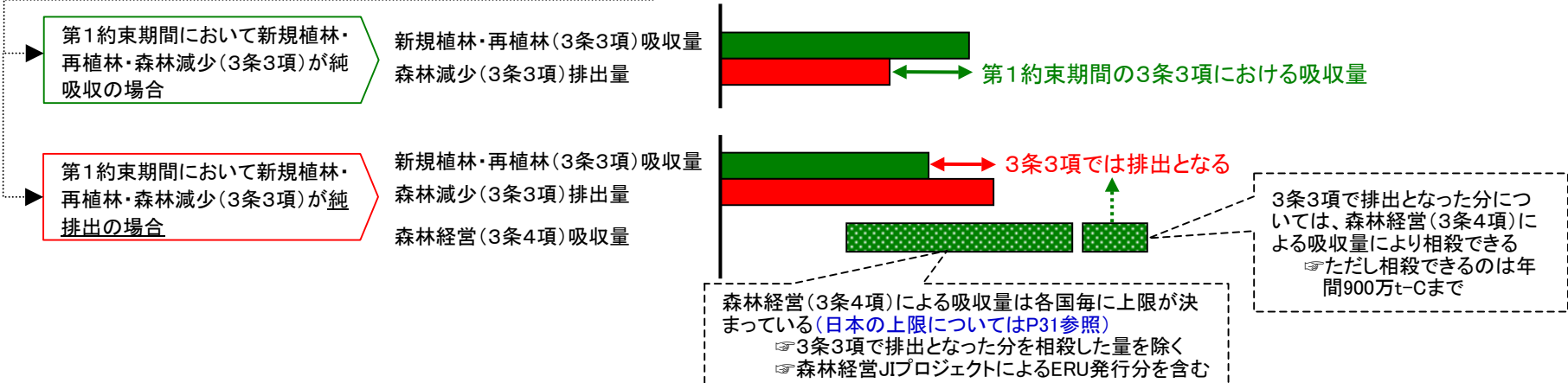
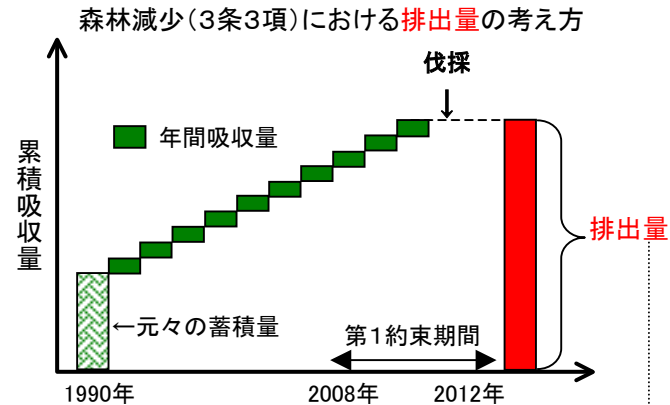
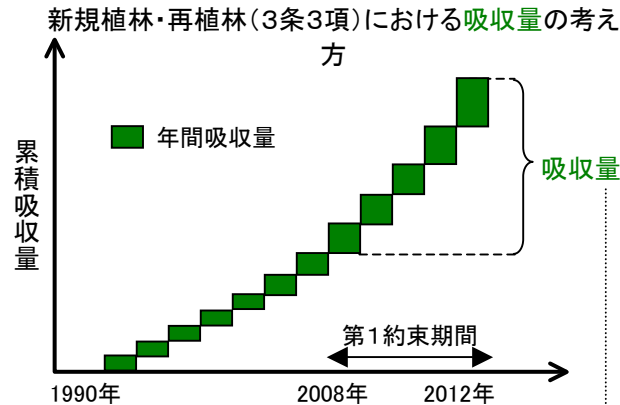
植生回復 (revegetation)

☞ 最小面積0.05ヘクタールであり、かつ新規植林・再植林の定義にあてはまらない植生を構築することを通じて現場での炭素ストックを増加させるための直接的人為的活動

7-5. 【参考】吸収量の計上方法

吸収量の計上方法(3条3項、3条4項の森林経営)

- ◆ 1990年以降に新規植林・再植林、又は森林減少(3条3項)の活動が行われた土地について、第1約束期間中の吸収量から排出量(伐採の場合)を差し引いた量を吸収量としてカウントできる
 - ◆ 上記が排出となる場合でも、3条4項の森林経営による吸収量を用いて、年間900万t-Cまで相殺できる
 - ◆ 3条4項の森林経営については、1990年以降に人為的活動が行われた土地を対象として、その土地における吸収量を計上できる。なお計上できる量は各国毎に上限が決まっている
- ☞ 上限はJIプロジェクトによるERU発行分含み、3条3項の排出分を相殺した後に適用される

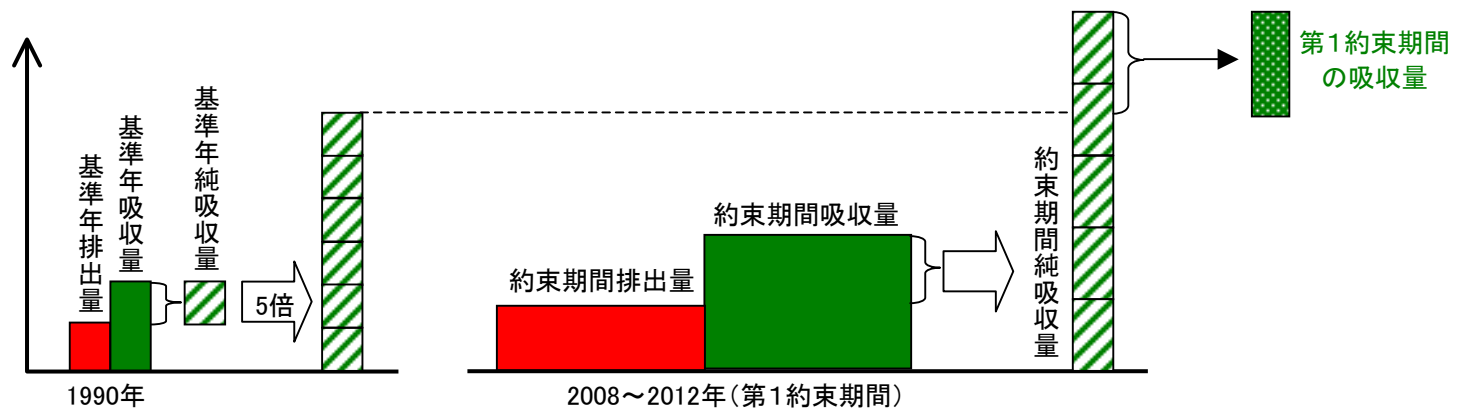


吸収量の計上方法(3条4項の農地管理、放牧地管理、植生回復)

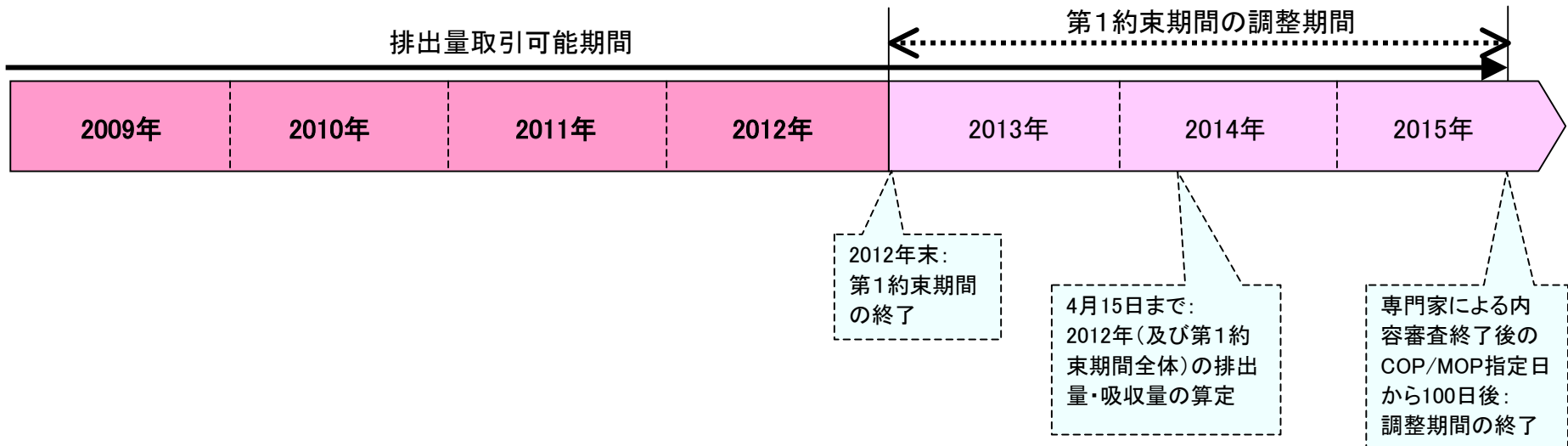
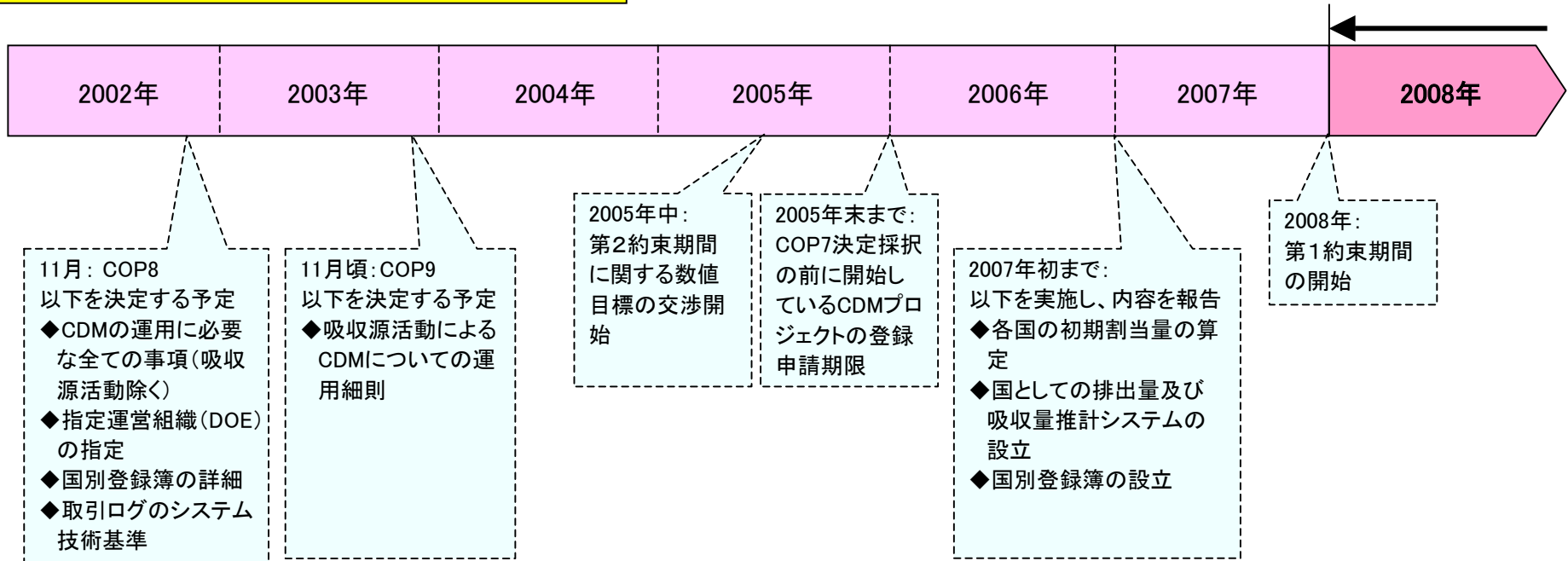
- ◆対象となる活動の、基準年における吸収量と排出量を比べて、純吸収となっていた場合には、その量を5倍する①
 - ◆対象となる活動の、第1約束期間中における吸収量と排出量を比べて、純吸収となっていた場合には、その量を計上する②
 - ◆①と②を比べて、②の方が多ければ、その分が第1約束期間の吸収量として計上する
- ☞ ネット・ネット方式と言われる

①基準年における純吸収量を算定し5倍

②第1約束期間における純吸収量を算定



8. 京都メカニズムに関する今後の予定



9. 用語

略語	正式名称	日本語訳
AAU	Assigned Amount Unit	割当量単位(初期割当量の一部)
ARD	Afforestation, Reforestation and Deforestation	新規植林、再植林、森林を減少させること
CDM	Clean Development Mechanism	クリーン開発メカニズム(低排出型の開発の制度)
CER	Certified Emission Reduction	認証された排出削減量(CDMの実施によって生じた排出削減量に基づくクレジット)
COP	Conference of the Parties	(気候変動枠組条約の)締約国会議
COP/MOP	the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol	京都議定書の締約国会合としての役割を果たす締約国会議
DOE	Designated Operational Entity	指定運営組織
EB	Executive Board	(CDM)理事会
ERU	Emission Reduction Unit	排出削減ユニット(JIの実施によって生じた排出削減量に基づくクレジット)
JI	Joint Implementation	共同実施
LULUCF	Land Use, Land Use Change and Forest	土地利用・土地利用変化・林業
RMU	Removal Unit	除去単位(吸収源活動に基づくクレジット)